

議案第 19 号

鳥栖市教育委員会教育長事務委任規程の一部改正について

上記の議案を提出する

令和 6 年 9 月 11 日

鳥栖市教育委員会
教育長 佐々木 英利

(提案理由)

鳥栖市教育委員会教育長事務委任規程の一部の改正するため、鳥栖市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則第 2 条第 1 項第 9 号の規定により、この案を提出する。

議案第 19 号 資料

鳥栖市教育委員会教育長事務委任規程の一部を改正する訓令案の概要

1 改正の理由

児童手当法の一部改正に伴うもの

2 改正の内容

児童手当の支給要件に係る所得制限の撤廃（特例給付は廃止）に伴い、所要の改正をする。

3 施行日

令和 6 年 10 月 1 日

鳥栖市教育委員会教育長事務委任規程の一部を改正する訓令

鳥栖市教育委員会教育長事務委任規程（平成２３年教委訓令第２号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
（委任事項） 第２条 教育長は、次に掲げる事務を学校運営支援室長（学校運営支援室長が統括事務長又は事務長でない場合は、学校長）に委任する。 （１） 略 （２） 児童手当法（昭和４６年法律第７３号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（市町村立学校職員給与負担法（昭和２３年法律第１３５号）第１条に規定する職員に係るものに限る。） ア 法第１７条第１項の規定により読み替えて適用される法第７条第１項（<u>法附則第２条第４項において準用する場合を含む。</u>）の規定による受給資格及び児童手当（<u>法附則第２条第１項に規定する給付を含む。以下この号において同じ。</u>）の額の認定 イ 法第９条第１項及び第３項（<u>法附則第２条第４項において準用する場合を含む。</u>）の規定による児童手当の額の改定 ウ 法第２６条第１項及び第３項（<u>法附則第２条第４項において準用する場合を含む。</u>）の規定による届出等の受理	（委任事項） 第２条 教育長は、次に掲げる事務を学校運営支援室長（学校運営支援室長が統括事務長又は事務長でない場合は、学校長）に委任する。 （１） 略 （２） 児童手当法（昭和４６年法律第７３号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（市町村立学校職員給与負担法（昭和２３年法律第１３５号）第１条に規定する職員に係るものに限る。） ア 法第１７条第１項の規定により読み替えて適用される法第７条第１項の規定による受給資格及び児童手当の額の認定 イ 法第９条第１項及び第３項の規定による児童手当の額の改定 ウ 法第２６条第１項及び第３項の規定による届出等の受理

附 則

この訓令は、令和６年１０月１日から施行する。